

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

【本取組の着実な推進】

- これまでに「特定利用空港・港湾」となった **8 空港及び 20 港湾**について、**インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で構築した連絡・調整体制を通じ、引き続き、「特定利用空港・港湾」の円滑な利用に取り組む。**
- また、「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、**必要な整備又は既存事業の促進を着実に**行う。

【本取組の更なる充実化】

- 今般、**新たに 3 空港及び 5 港湾（次ページ）**について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」として、確認事項（別添 1）を確認するに至ったことから、これらの空港・港湾を「**特定利用空港・港湾**」に追加する。
- また、「道路」の取組については、**沖縄県と北海道に所在する「特定利用空港・港湾」**
（注）とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。

（注） 沖縄県：那覇空港

北海道：室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港

- このため、「**運用・整備方針**」を別添 2 のとおり**一部改正**し、別添 3 のとおりとする。
- 引き続き、自衛隊・海上保安庁のニーズを踏まえ、インフラ管理者等との調整を進め、**本取組の更なる充実化を図る。**

特定利用空港・港湾

特定利用空港：11 空港

特定利用港湾：25 港湾

(令和7年4月1日時点)

